

第 5752 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月12日 水曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

法定相続情報の添付書面

Q：法定相続情報証明制度が始まったようですが、申し込みをするときにどのような書類がいりますか？

A：次の書類が必要です。

【解説】

法定相続情報証明制度は、相続登記を促進させるための制度で、相続人が被相続人や相続人の戸除籍を収集して、法定相続情報一覧図を作成していったん登記所に提供すれば、登記官がその写しを作成して、必要通数を交付してくれるという制度です。相続人は、何度も同じ書類を取り寄せる必要がなくなるというメリットがあります。

一覧図には、次の書類を添付します。

- ①被相続人の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ②相続人の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書
- ③被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票
- ④申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証明する書類
- ⑤申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(その申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む)
- ⑥代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書類

